

## 千葉県水道局受水槽内塩素消費量実態調査検討委員会設置要綱

### (趣 旨)

第1条 この要綱は、千葉県水道局のおいしい水づくり計画で予定されている平成27年度最終目標の残留塩素濃度0.4mg/lに向けて、解明されていない受水槽内塩素消費の動向調査（以下、「調査」という。）における調査方法と調査結果による低減化の判断等について、関連分野の専門知識を有する学識経験者等からの意見を聴取し、適切な低減化を推進するための受水槽内塩素消費量実態調査検討委員会（以下、「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定める。

### (委員会の業務)

第2条 委員会は、本事業に関する次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 調査の実施計画書（案）の評価
- (2) 調査の実施結果の評価
- (3) 受水槽内塩素消費量0.3mg/lの評価
- (4) 残留塩素0.6mg/lから0.4mg/lへの実施に向けての総合評価
- (5) その他、受水槽内塩素消費量実態調査に関して必要な事項

### (組 織)

第3条 委員会は、学識経験者2名、水道技術研究機関1名、衛生行政機関1名をもって構成し、委員は次の各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 学識経験者  
水道技術等の有識者から千葉県水道局長（以下、「局長」という。）が委嘱する者
- (2) 水道技術研究機関  
水道技術研究機関から局長が委嘱する者
- (3) 衛生行政機関  
衛生行政機関から局長が委嘱する者

### (任 期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成25年3月31日までとする。

2 委員に欠員が生じたときは、局長は新たな委員を委嘱することができるものとする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、委員会の会務を総括し委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下、「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 会議は公開とする。
- 3 会議は、委員の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 5 委員会は、必要があると認めるときには、千葉県水道局が別に委託したアドバイザー、その他議事に関係ある者に対し、参考資料・意見書等の提出、会議への出席等を求め、意見等を聴くことができる。
- 6 前項の規定により会議に出席した者は、会議において知り得た情報を公表してはならない。

(委員の責務)

第7条 委員は、委員会において、知り得た秘密を正当な理由なく漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(事務局)

第8条 委員会の庶務は、千葉県水道局技術部計画課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則 この要綱は、平成23年7月7日から施行する。